

2 長薬発第 69 号
令和 2 年 4 月 16 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定について、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありました。

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定を行っており、「6033 調剤薬局」についても追加指定されることとなりました。（関係職種として、「6031 ドラッグストア」「6032 医薬品小売業（調剤薬局を除く）」は既に指定されています。）

つきましては、ご多忙の折、恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、セーフティネット保証5号の利用に当たっては、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となりますので、お近くの市区町村にお問い合わせください。

【セーフティネット保証5号の制度概要】

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

【関連リンク】

経済産業省ニュースリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html>

長野県薬剤師会
担当：保険医療課 中島・大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL 0263-34-5511 FAX 0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日薬総発第2号
令和2年4月15日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月8日、経済産業省において、令和2年度第1四半期分（令和2年4月10日から令和2年6月30日まで）のセーフティネット保証5号の対象業種追加指定について、プレスリリースが行われました。当該指定においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を含む、業種別の業況を踏まえ、「6033 調剤薬局」についても追加指定されることとなりましたので、ご連絡申し上げます。詳細につきましては、下記リンクを通じて、経済産業省ニュースリリースをご参照いただきますようお願いいたします。セーフティネット保証5号の利用に当たっては、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となりますので、お近くの市区町村にお問い合わせください。なお関係職種として、「6031 ドラッグストア」「6032 医薬品小売業（調剤薬局を除く）」は既に指定されていることを申し添えます。

つきましては、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

【セーフティネット保証5号の制度概要】

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

○ 関連リンク

【経済産業省ニュースリリース】

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html>

○ 別添

資料1 「セーフティネット保証5号の概要」

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内
+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内